**「2025年日本国際博覧会　会場外施設産業廃棄物収集運搬・処分業務委託」仕様書**

１．案件名称

2025年日本国際博覧会 会場外施設産業廃棄物収集運搬・処分業務委託（概算契約）

２．概要

本業務委託は、発注者が指示する収集場所から、産業廃棄物の廃プラスチック類、ガラスくず、金属くず等（以下、「産業廃棄物」という。）を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。

３．関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「廃掃法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

４．履行期間

契約締結日から令和７年10月 31 日までとする。なお、収集作業については、別途指示する各施設の開設から10月20日までのうち、220日程度を予定しており、履行期限より早期に終了することがある。

５．業務内容

（１）産業廃棄物の種類および予定数量（概算）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 夢洲・舞洲・  桜島地区 | 堺地区 | 尼崎地区 | 合　計 |
| 廃プラ | 13,124 kg | 1,934 kg | 2,025 kg | 17,083 kg |
| 金属くず | 23,883 kg | 810 kg | 855 kg | 25,548 kg |
| ガラスくず | 16,973 kg | 458 kg | 488 kg | 17,919 kg |
| 混合廃棄物（残さ有） | 12,724 kg | 755 kg | 794 kg | 14,273 kg |
| 混合廃棄物（不燃） | 12,724 kg | 755 kg | 794 kg | 14,273 kg |

※予定数量はあくまでも過去の同種イベント実績から推計した予定数量であるため、この量を上回る、あるいは下回る場合もある。よって、収集運搬量及び処分量を確約したものではない。また、予定数量と実際の数量との差異について、受注者は異議を申し立てることができない。

※施設開設日～令和７年４月12日及び令和７年10月14日～令和７年10月31日においては、テストランや開催に向けた各事業の準備、会期終了後の片付け作業等により~~一廃~~般廃棄物の発生があるが、上記1日あたりの予定数量には至らないものと推計する。

（２）収集場所

* 夢洲地区、舞洲地区、桜島地区

【施設名】夢洲障がい者用駐車場、夢洲北岸浮桟橋、舞洲万博P＆R駐車場、

桜島駅バスターミナル

【所在地】大阪市此花区（詳細は位置図（別紙１）のとおり）

* 堺地区

【施設名】堺万博P＆R駐車場

【所在地】堺市堺区（詳細は位置図（別紙１）のとおり）

* 尼崎地区

【施設名】尼崎万博P＆R駐車場

【所在地】尼崎市船出地先（詳細は位置図（別紙１）のとおり）

　※各収集場所については、施設内に複数拠点を想定しており、1日で収集（経由可）するものとする。なお、詳細位置については、契約後に別途指示する。

（３）収集日、収集時間、収集回数

ア 収集日は会期中の毎日とする。

イ 収集時間は、原則として、22時から翌５時までの間とする。ただし、協会職員が別途指示する処理施設の受入時間内に搬入しなければならない。

ウ 具体的な収集時間については、契約締結後、協会職員と調整すること。

※上記について、関係先との協議により変更となる場合は、設計変更協議の対象とする。

（４）処分方法

　　関係法令を遵守の上、原則、再資源化を図るものとする。これによりがたい場合は、事前に協会職員の承認を得ること。

（５）作業手法

ア 受注者及び業務実施者は、産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：https://www.jwnet.or.jp）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。

イ 収集作業は、別途指示する収集場所に集積されたごみ袋に入った産業廃棄物をごみ袋ごと収集することとする。

ウ 収集した産業廃棄物は、速やかに指定された処理施設へ搬入すること。

エ 収集運搬にあたっては、廃掃法に基づき、適正に処理しなければならない。

オ 収集作業時は、業務に使用する車両並びに周囲に十分注意するとともに、安全に配慮し、業務に従事しなければならない。

カ 受注者は発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

６．提出書類

（１）受注者は、産業廃棄物を収集運搬及び処分ができることを示すものとして、次に示す事項について（別紙２）に記載すること。

ア　事業の範囲

イ　処分する場所の所在地

ウ　処分方法

エ　施設の処理能力

オ　最終処分又は再生する事業所の名称、所在地、処分方法、処理能力

（２）受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者（業務実施者）と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

（３）受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書（別紙３）を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。

また、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の業務計画書を再度提出し、発注者の承認を得ること。

（４）受注者は、「11．報告」の項に定めるとおり、出来高報告書（別紙４）を作成し、発注者へ提出すること。

７．受注者の事業範囲等

（１）受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙２記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証（積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。）及び産業廃棄物処分業許可証（以下「許可証」という。）の写しを発注者に提出したうえで、業務を実施すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

（２）処分の場所、方法及び処理能力

①　受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

②　発注者から運搬・処分を委託された産業廃棄物の最終処分（再生）に関することを別紙２に記載し、最終処分（再生）業者との契約書及び許可証の写しを提出すること。

８．電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

（１）産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：https://www.jwnet.or.jp）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

（２）前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。

（３）受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者に提示すること。

（４）受注者は電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

９．使用車両

（１）受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、使用車両届（別紙５）及び必要書類（車検証の写し、車両写真（前姿：車両の登録番号が写っているもの、側姿：産業廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っているもの））を発注者に提出し承認を得なければならない。

（２）受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに変更後の使用車両届及び必要書類（車検証の写し、車両写真（前姿：車両の登録番号が写っているもの、側姿：産業廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っているもの））を発注者に提出し承認を得なければならない。

（３）受注者は、車体の形状が「塵芥車」であり、最大積載量が2,000kg以上の車両で車両使用にかかる特記仕様書（別添）に適合するものを使用することし、原則として１台で運行するものとする。

10．収集運搬量及び処分量

提出された出来高報告書に記載された数量をもって収集運搬量及び処分量とし、出来高とみなす。なお、出来高報告書への記載数量については、マニュフェストを原則とするが、それによりがたい場合は、事前に協会職員の承認を得ること。

11．報告

受注者は、毎月の作業終了後、出来高報告書を作成し、業務実施月の翌月５日（ただし、10月分はその月末）までに発注者に報告すること。

12．作業実施上の留意遵守事項

（１）積込方法については、業務に支障のない範囲で受注者の任意によるものとし、設計変更の対象としない。

（２）粉塵の飛散防止措置を行い、作業に伴い飛散・散乱したごみはきれいに掃除すること。

（３）収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。

（４）収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。

（５）台風などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受あけること。

（６）処理施設の受入基準に合致しない産業廃棄物については、発注者の指示に従い対応すること。

（７）収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所に産業廃棄物を残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、協会職員の承諾を得ること。

（８）本業務の作業中は何ら関係のない他の廃棄物との混載を原則認めないが、よりがたい場合は、出来高数量の判別手法等について、事前に協会職員との協議のうえ、承認を得るものとする。

13．再委託の禁止

受注者は、本業務を原則他に再委託してはならない。

14．委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、なお改善されない場合には本契約を解除することが出来る。ただし、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

（１）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア　受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ　受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ　上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の処分を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

（２） 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

15．経費の負担

本業務における運搬費及び処分費、必要となる資機材の費用の一切は、受注者の負担とする。

16．概算契約

（１）本業務の数量は概算であり、施設の使用状況により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日実履行数量に基づき数量を確定する。

（２）業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙6）の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

（３）概算契約の内訳明細については、業者決定後、発注者と協議を行う。

17．検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18．遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得した場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、発注者に帰属する。

19．その他

（１） 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

（２） 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

（３） 受注者は、従業員がさまざまな人権問題について、正しい知識をもって業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。

（別紙２）

本項目は契約後記入とする。

１　収集運搬に関する事業範囲

（積込み場所）

|  |
| --- |
| 許可都道府県・政令市： |
| ： |
| ： |
| ： |
| ： |

（積下ろし場所）

|  |
| --- |
| 許可都道府県・政令市： |
| ： |
| ： |
| ： |
| ： |

２　処分に関する事業範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 許可都道府県・政令市 | ： |
| 許可の有効期限 | ： |
|  | ： |
|  | ： |
|  | ： |
|  | ： |

３　処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場の名称 | ： |
| 所在地 | ： |
| 処分又は再生の方法 | ： |
| 施設の処理能力 | ： |

４　最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 最終処分先  の番号 | 中間処分後の  産業廃棄物の種類 | 最終処分を行う  事業場の名称 | 所在地 | 処分方法 | 施設の  処理能力 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

５　再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 再生先  の番号 | 中間処分後の  産業廃棄物の種類 | 再生を行う  事業場の名称 | 所在地 | 再生方法 | 施設の  処理能力 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

（別紙３）

業務計画書

（2025年日本国際博覧会　会場外施設産業廃棄物収集運搬・処分業務委託）

年　 月　 日

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

事務総長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

次のとおり産業廃棄物の収集運搬を実施します。

１ 着手日

年　　月　　日

２ 業務期限

年　　月　　日

３ 業務計画

　　別紙のとおり

大阪・関西万博の開催期間（会期中）は毎日収集

会期中以外は調整のうえで収集

４ その他

業務計画に変更が生じた場合は、速やかに業務計画書を再提出します。

（別紙４）

出来高報告書（第 回中間・完納）

年　　月　　日

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

事務総長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名 印

次のとおり報告します。

記

１ 業務名称 2025年日本国際博覧会　会場外施設産業廃棄物収集運搬処分業務委託（概算契約）

２ 履行場所

３ 契約期間 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

４ 作業期間 　　　年　　月分

５ 処理実績（処理品目：　　　　　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬日 | 処理実績数 | 運搬日 | 処理実績数 |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | **合計** | **㎏** |

（別紙５）

2025年日本国際博覧会　会場外施設産業廃棄物収集運搬・処分業務委託 使用車両届

年　　月　　日

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

事務総長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

次のとおり産業廃棄物の収集運搬に使用する車両について届出をします。

１ 車種

２ 車両ナンバー

３ 車検証の写し及び車両の写真

別添のとおり

４ その他

使用車両に変更が生じた場合は、速やかに再度使用車両届を提出します。

［別添様式］

車両写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 車種・仕様 |  | 登録番号 |  |

|  |
| --- |
| 前姿：車両の登録番号が写っているもの  **車両前面の写真を貼付** |

|  |
| --- |
| 側姿：産業廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っているもの  **車両側面の写真を貼付** |

※登録番号・車体表示が確認できるよう、撮影してください。

（別紙６）

**概算契約の内訳明細**

単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別（業務内容） | 数量（※） | 単価・円 | 金額・円（※） |
| 収集・運搬（収集運搬） | 220日 |  |  |
| 廃プラ | 17,083㎏ |  |  |
| 金属くず | 25,548㎏ |  |  |
| ガラスくず | 17,919㎏ |  |  |
| 混合廃棄物（残さ有） | 14,273㎏ |  |  |
| 混合廃棄物（不燃物） | 14,273㎏ |  |  |
|  |  |  |  |
| 業務委託料総額（税抜） | | |  |
| 消費税及び地方消費税相当額 | | |  |
| 業務委託料総額（税込） | | |  |

※数量及び金額は概算であり、発注者の都合により増減することがある

（別添）

車両使用にかかる特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車ＮＯｘ・ＰＭ法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。